



Nagasaki City News Release

令和2年3月24日



長崎市歴史的風致維持向上計画が国から認定されました!

「長崎市歴史的風致維持向上計画」が、令和2年3月24日付で主務大臣（文部科学大臣、農林水産大臣、国土交通大臣）により認定されました。長崎県では初めての認定となります。今回の認定により、全国の認定都市数は81市町となります。

本計画は、歴史まちづくり法（地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律）に基づき策定するものです。

この法は、全国にある地域固有の伝統や祭り等の活動と、その活動が行われている歴史的建造物及びその周辺の市街が一体となって形成された良好な市街地環境（歴史的風致）は、維持管理費や担い手不足等により失われつつあることから、それらを維持及び向上させるために市町村が策定した計画を国が認定し、市町村が重点区域で行う取組みを国が支援するというものです。

本計画では、優先的かつ重点的に取組みを進める重点区域に「東山手・南山手地区」を位置付け、令和2年度から、住民や民間事業者等で組織する「東山手・南山手地区歴史まちづくり協議会（仮称）」と協働による「歴史的資産を活かした賑わいと営みが共生できる歴史まちづくり」がスタートします。

1. 計画名：長崎市歴史的風致維持向上計画
2. 計画期間：令和2年から令和11年（10年間）
3. 維持向上すべき5つの歴史的風致
 - ・ 近世長崎の町人文化にみる歴史的風致（市中心部）
 - ・ 中国文化の伝来にみる歴史的風致（市中心部）
 - ・ 長崎居留地の海外交流にみる歴史的風致
（東山手・南山手地区）※重点区域
 - ・ 外海の石積文化にみる歴史的風致（外海地区）
 - ・ 被爆継承と平和の祈りにみる歴史的風致（平和公園地区）
4. 今後の取組み(予定)
 - 令和2年度
 - ・ 東山手・南山手地区歴史まちづくり協議会（仮称）の設立
 - ・ 歴史まちづくり調査・分析
 - ・ 歴史まちづくりランドデザインの策定
 - 令和3年度
 - ・ 各主体の具体的な取組みを記載した歴史まちづくり実施計画策定
 - ・ 建物用途制限等の都市計画の見直し（予定）
 - 令和4年度以降
 - ・ 実施計画に基づく事業者や住民、行政等の各主体による具体的な事業の実施



【問い合わせ先】まちづくり部景観推進室 中井（内線：3540）

長崎市は、元龜2年(1571)のポルトガル船の来航を契機に海外貿易港として発展し、江戸時代には中国、オランダに開かれた窓口として様々な海外文化を受け入れ、幕府直轄領地域を中心に独自の文化を形成した。幕末から明治初期においては、海外の様々な情報や西洋の科学技術等がこの地から発信されて、日本の近代化に大きく貢献した。昭和20年(1945)8月9日、原子爆弾により壊滅的な被害を受けたが、市民の努力により奇跡的な復興を遂げ、平和都市として核兵器の廃絶と世界恒久平和を発信し続けている。市域には、こうした特異かつ重層的な歴史を反映した歴史的建造物やまちなみとともに、地域固有の祭礼、行事などの営みが継承されており、これらが一体となった良好な市街地環境が、長崎市の歴史的風致を形成している。

①近世長崎の町人文化にみる歴史的風致

市街中心部は近世の都市構造が継承され、寺社群や石橋群、町家群などが残り、国内はもとより海外文化の影響が見られる「長崎くんちの奉納踊」や「精霊流し」など、独特の祭礼や民俗芸能、年中行事が、市民の手により大切に受け継がれている。



②中国文化の伝来にみる歴史的風致

中国との長い交流の歴史をもつ長崎には、唐寺や唐人屋敷跡、「中国盆」や中国の旧正月の祭事を源流とする「長崎ラントンフェスティバル」など、まちなみや市民の営みの中に中国文化の影響が色濃く感じられる。



④外海の石積文化にみる歴史的風致

地産の結晶片岩による石積集落景観が残る外海地区では、伝統的な石積技術が継承されている。明治期にこの地に赴任したド・ロ神父は、地域特有の石積技術を発展させ、地域福祉にも深く貢献した。その功績の顕彰活動が続いている。



③長崎居留地の海外交流にみる歴史的風致 (重点区域)

外国人居留地の街区を形成する地割、洋風建築物などが往時の面影を伝えるまちなみを背景に、明治期から続くミッション・スクールの活動や多様な信仰、大浦諏訪神社の祭礼「大浦くんち」が継承され、市民による歴史的建造物の保存活動は「長崎居留地まつり」として発展している。

【国宝】大浦天主堂 【重要文化財】旧グラバー住宅、旧オルト住宅、旧リンガー住宅、旧香港上海銀行長崎支店、旧長崎税関下り松派出所、旧長崎英国領事館、東山手十二番館、旧羅典神学校



⑤被爆継承と平和の祈りにみる歴史的風致

被爆建造物等とともに、原爆の惨禍の記憶を薄れさせないための市民による継承活動が、世代を超えて広がり、続けられている。毎年8月9日を中心に「平和祈念式典」や「たいまつ行列」、「万灯流し」などが平和公園や地域一帯で行われ、長崎が平和の祈りに包まれる。



【まちづくりの方針】

歴史・伝統を守り、磨き、生かすことで、営みと賑わいが共生できるまち

【10年後にめざす姿】

- 歴史的建造物が適切に評価・保存継承され、まちづくりと一体となった魅力的な活用が図られている。
- 地域の歴史や自然、まちなみ等の個性を生かした魅力的なまちになっている。
- 住みたくなる、住み続けられるまち、営みや活動を次世代に継承できる協働のまちになっている。
- 長崎独自の歴史的風致が磨かれ、生かされることで、国内外の来訪者で賑わうまちになっている。

長崎市の歴史的資産を生かしたまちづくりの取組みを重点的かつ一体的に推進すべき区域である重点区域は、本市の5つの歴史的風致のうち、国宝、重要文化財、重要伝統的建造物群保存地区等の歴史上価値の高い建造物が集積し、2つの世界文化遺産の構成資産(「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産(国宝大浦天主堂)」、「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業(重要文化財旧グラバー住宅)」)が所在する「長崎居留地の海外交流にみる歴史的風致」の範囲において設定する。

1. 歴史的建造物の保存・活用

(1-1)重要文化財旧長崎英国領事館本館ほか9棟保存整備事業

地盤沈下や建物の傾斜、外壁の劣化等が進行しているため、耐震化等の保存修理を実施する。



(1-2)重要文化財旧グラバー住宅主屋及び附属屋保存整備事業

公開活用を行っている旧グラバー住宅について、施設利用者の安全確保のため、保存修理を行う。



(1-5)景観形成助成金

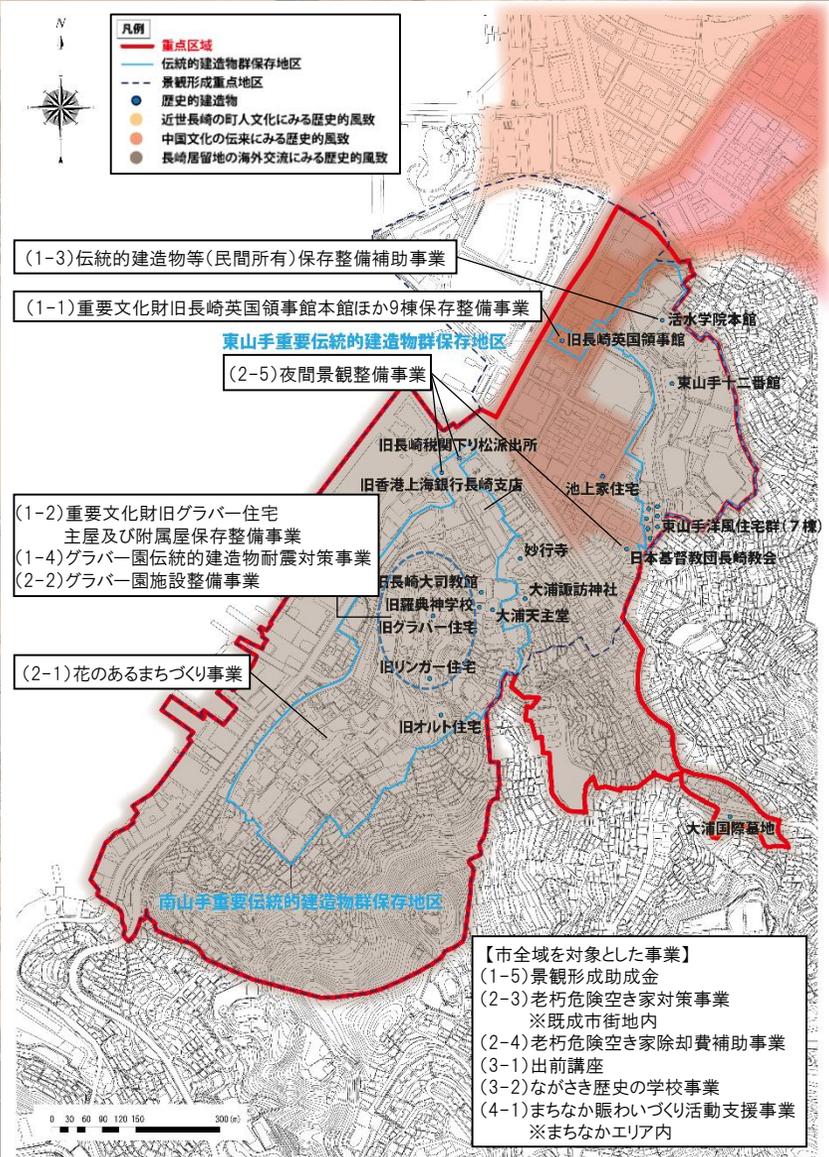
すぐれた景観の形成を目的として、景観法に基づき指定された景観重要建造物等の大規模な修繕等に要する経費の一部を助成する。



3. 歴史的な営みや活動の継承

(3-2)ながさき歴史の学校事業

だれもが気軽に学べ、お互いに教え合える学びの場を市民との協働によって作り上げるため、市民や市民団体等がつながる仕組みをつくり、様々な長崎市内の歴史を題材にした講座を開催する。



2. 歴史的建造物の周辺環境の保全・形成

(2-1)花のあるまちづくり事業

歩いて楽しい魅力あふれるゾーンとするため、洋館の施設内の庭園や通り沿いの公共空間に植栽したバラを適切に育成する。



(2-2)グラバー園施設整備事業

長崎市を代表する観光施設であるグラバー園内の建物、エスカレーター等の整備を行う。



(2-5)夜間景観整備事業

夜を歩いて楽しむ中・近景の夜間景観づくりのため、歴史的建造物や観光施設等のライトアップと、それらをつなぐ回遊路の街路灯等を整備する。



4. 賑わいの創出

(4-1)まちなか賑わいづくり活動支援事業

歴史や文化、観光など、地域の魅力を高め、発信し、賑わいを高めるための活動を行う市民や地域団体等に対して、活動を支援することによって、地域の賑わいづくりに取り組む。



【市全域を対象とした事業】
 (1-5)景観形成助成金
 (2-3)老朽危険空き家対策事業 ※既成市街地内
 (2-4)老朽危険空き家除却費補助事業
 (3-1)出前講座
 (3-2)ながさき歴史の学校事業
 (4-1)まちなか賑わいづくり活動支援事業 ※まちなかエリア内

同時発表

文部科学省、農林水産省、中部地方整備局、北陸地方整備局、九州地方整備局、津島市、佐渡市、長崎市

令和2年3月24日
都市局公園緑地・景観課

愛知県津島市・新潟県佐渡市・長崎県長崎市の 歴史的風致維持向上計画を認定しました ～今回で認定都市数が81市町となります！～

歴史まちづくり法第5条に基づき、津島市・佐渡市・長崎市の歴史的風致維持向上計画について、3月24日付けで主務大臣（文部科学大臣、農林水産大臣、国土交通大臣）が認定しました。

今回の認定により、認定都市数は81市町となります。（詳細は別紙参照）



【津島市】尾張津島天王祭（宵祭）



【佐渡市】佐渡金銀山遺跡（北沢浮遊選鉱場）



【長崎市】長崎居留地まつり

※なお、認定式については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、実施を当面の間、延期いたします。

【問い合わせ先】

●国土交通省 都市局 公園緑地・景観課

景観・歴史文化環境整備室 富所（とみどころ）、高岡

TEL：03(5253)8111(内線 32983, 32933) 03(5253)8954（直通）

FAX：03-5253-1593

●文化庁 文化資源活用課 中田、樋口

TEL：03(5253)4111(内線 2869, 2738) 03(6734)4760（直通）

●農林水産省 農村振興局 農村政策部 農村計画課 小澤、加藤

TEL：03(3502)8111(内線 5534) 03(3502)6004（直通）

歴史的風致維持向上計画の認定について

令和 2 年 3 月
国土交通省・文部科学省・農林水産省

「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（通称：歴史まちづくり法）」は、地域の歴史的な風情、情緒を活かしたまちづくりを支援すべく平成20年5月に公布され、同年11月に施行されました。

この法律は、我が国固有の歴史的建造物や伝統的な人々の活動からなる歴史的風致について、市町村が作成した歴史的風致維持向上計画を国が認定することで、法律上の特例や各種事業により市町村の歴史まちづくりを支援するものであり、これまで金沢市、高山市等78市町の計画を認定しています。

このたび愛知県津島市・新潟県佐渡市・長崎県長崎市の歴史的風致維持向上計画を3月24日に認定し、認定都市数は81市町となりました。なお、各市の歴史的風致維持向上計画については、国土交通省及び各市のホームページに公開されます。

・国土交通省 HP :

http://www.mlit.go.jp/toshi/rekimachi/toshi_history_tk_000010.html

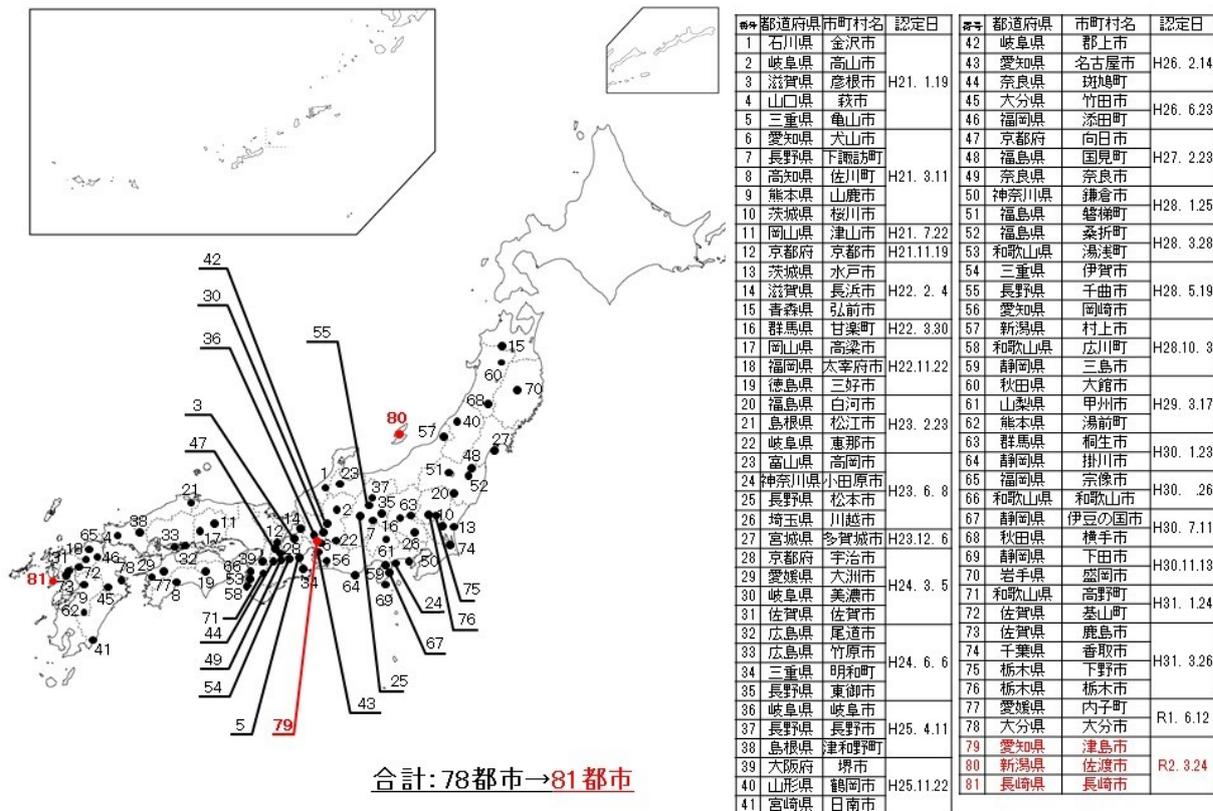


図 歴史的風致維持向上計画の認定状況

■各都市の歴史的風致維持向上計画の概要

○津島市歴史的風致維持向上計画（愛知県津島市 認定申請日 R2. 2. 18）

国指定の重要文化財「津島神社本殿・楼門」及びその周辺地域と、600年近く続く尾張津島天王祭、津島駅西地区の山車祭や石採祭及び茶の湯文化からなる歴史的風致の維持向上を図るため、津島駅西地区に所在する旧津島信用金庫本店等の歴史的建造物の保存・活用事業や、山車等が巡行する道路の美装化、地域の子供たちへの歴史・文化学習事業等を位置づけています。



【尾張津島天王祭（宵祭）】

○佐渡市歴史的風致維持向上計画（新潟県佐渡市 認定申請日 R2. 2. 21）

国指定の重要文化財「旧佐渡鉱山採鉱施設」、国指定の史跡「佐渡金銀山遺跡」及びその周辺の鉱山町一帯と、善知鳥神社祭礼や鉱山祭とそこで披露される郷土芸能、無名異焼の製造・販売等からなる歴史的風致の維持向上を図るため、歴史的建造物の保存修理、公有化した旧深見家住宅等の歴史的建造物を活用した拠点施設整備、それら歴史的建造物を回遊するための道路の美装化等の事業や、相川音頭を踊るイベントの宵乃舞など、地域行事の運営にかかる支援を位置づけています。



【佐渡金銀山遺跡（北沢浮遊選鉱場）】

○長崎市歴史的風致維持向上計画（長崎県長崎市 認定申請日 R2. 2. 25）

国宝「大浦天主堂」や国指定の重要文化財「旧グラバー住宅」、重要伝統的建造物群保存地区「長崎市東山手・南山手重要伝統的建造物群保存地区」及びその周辺地域と、歴史的建造物等の保存活動の一環として始まった長崎居留地まつりや大浦諏訪神社の大浦くんち等の歴史的風致の維持及び向上を図るため、旧グラバー住宅をはじめとする歴史的建造物の保存修理や、歴史的建造物のライトアップ、市民への歴史学習講座の開催等の事業を位置づけています。



【長崎居留地まつり】

■「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（通称：歴史まちづくり法）」第5条（抜粋）

第5条 市町村は、歴史的風致維持向上基本方針に基づき、当該市町村の区域における歴史的風致の維持及び向上に関する計画（以下「歴史的風致維持向上計画」という。）を作成し、主務大臣の認定を申請することができる。

2～7 （略）

8 主務大臣は、第一項の規定による認定の申請があった歴史的風致維持向上計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

一 歴史的風致維持向上基本方針に適合するものであること。

二 当該歴史的風致維持向上計画の実施が当該市町村の区域における歴史的風致の維持及び向上に寄与するものであると認められること。

三 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

9～11 （略）

認定歴史的風致維向上計画に対する主な支援措置

①社会資本整備総合交付金

街なみ環境整備事業

- 公共施設の整備や修景施設の整備、電線の地中化等、良好な街なみの維持・再生を支援
- 歴史的風致形成建造物の買取、移設、修理・復原も補助対象

都市公園事業

- 地域活性化の核となる貴重な歴史的資産の保存・活用に資する都市公園の整備を支援
- 古墳、城跡等の遺跡やこれらを復原したもので歴史上価値が高いものも補助対象

都市再生整備計画事業

- 地域の歴史・文化等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを総合的に支援
- 交付率の上限を40%→45%へ高上げ、土塁・堀跡の整備も補助対象

②景観改善推進事業

- 景観計画の策定・見直しに向けた検討、外部専門家登用やコーディネート活動に対する支援
- 景観規制上の既存不適格となる建築物等への是正措置に対する支援

③歴史的観光資源高質化支援事業

- 観光の核となる歴史的建造物を含めた歴史的なまちなみ全体の質を向上を支援
- 歴史的なまちなみを阻害する建築物等の改修・除却が補助対象

